

臨時福祉給付金

のお知らせ

今年度、2つの給付金が支給されます。そのうちのひとつ、「臨時福祉給付金」は所得の低い方の消費税率引き上げに伴う負担を緩和するものです。

支給要件

○支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、

- ・課税されている方に扶養されている場合
 - ・生活保護の受給者である場合 など
- は除きます。

○支給額

- ・1人につき10,000円。

下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算。

《加算対象者》

- ・公的年金の受給者
- ・児童扶養手当等の各種福祉手当の受給者

確認じゃ

フクシカクニンジャ

上記支給対象者に当てはまり、 年金を受給している方

申請時に窓口で「年金額改定通知書」を確認します。
「年金額改定通知書」は6月に日本年金機構等から送付されるハガキです。
臨時福祉給付金の加算措置を受けるために必要ですので、大切に保管してください。

※「年金額改定通知書」がない場合は、
基礎年金番号のわかるものが必要です。

平成26年度分の所得が 未申告の方

所得が未申告の場合、住民税が非課税であることの確認がとれず、臨時福祉給付金の支給対象になりません。
所得がない方も、所得の申告をお願いいたします。

※所得申告は税務課で随時
受け付けております。

美波町での申請は、8月以降開始の予定です

●お問い合わせ先

役場住民生活課
臨時福祉給付金担当

☎77-3613

